市の理念
1 つねに市民の立場に立って、人間優先の施策を進める。
2 改善と創造に徹して、躍動する施策を進める。
3 的確な展望に基づいて、未来につながる施策を進める。
4 自治の認識を深めて、市民参加の施策を進める。

第170号
53年 11月

広報 やわた

発行 八幡市役所
八幡市八幡園内75
TEL (075) 983-1111
編集 市民部広報課

市民の理念
1 地域社会の主体者として、権利と義務の自覚を深める。
2 生活共同体の一員として、積極的に市政に参加する。
3 新しい社会の創造をめざして、連帯の行動を強める。
4 責任と協同の市民生活を求めて、つねに前進をはかる。

市民がつくる〝まち〟の文化

〝まち〟という地域の共同社会の中で、隣人同志の和を育み、豊かな文化を培おう！と、ことしも文化の日にちなんで、十一月三日・四日と盛大に文化祭が催されました。多数の市民が、幅広い分野にわたり、展示や活動の部で日ごろの成果を披露しました。市民参加を柱としたこの文化祭も六年目を迎え、年々広がりをみせています。（写真―文化祭のひとこま）

市長の日記 ㉒

ドン・首領・とん

八幡市長 山中 末治

書店で本の立ち読みをするのが好きで、出張の時など電車の待ち時間に書店をのぞくのが、楽しみの一つになっている。私の場合、立読みはほとんど辞典類に限られている。それは、毎日の行動の中で新しい言葉や看板の文字が目につくと、書店へ入って辞典を引くのである。

先日も、電車の窓から映画の看板を見ると〝日本の首領〟と大きく書いて、その〝首領〟の横に〝ドン〟とふりがながあった。私にとってはまさに辞典ものである。〝首領〟なら、かしら・一団の仲間の長・頭目等であるが〝ドン〟とは。ここで辞典の楽しさが始まる。

「〝ドン〟とは、スペイン語でもともと〝主〟の意味である。またスペインの男子に対する敬称であり、「ドンキホーテ」「ドンジョバンニ」「ドンファン」と例示されている。「ドンキホーテ」の「ドン」は敬称だったのか、ではキホーテとは＝セルバンテスの長編小説の主人公で、騎士道物語をたん読して妄想に陥り、やせ馬ロシナンテにまたがり従士サンチョ・パンサを伴って騎士修業に出かけ、種々のこっけいと冒険とを演ずる。転じて空想的理想主義者。」とある。次に「ドンジョバンニ＝モーツアルトの歌劇。ドン・ファンを主人公としたもの。一七八七年初演とあり。つづいてドンファンを念のために引く、＝スペインの名家の息子でバロア家の娘と云々。ティルソ・デ・モリーナ及びモリエールの戯曲・モーツアルトの歌劇、バイロンの詩、Rシュトラウスの交響詩などはこれを題材としている。②転じて、私たちの知っているドンファンの意味が書かれている。」

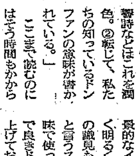

ここまで読むのにはそう時間もかからない、五分間もあれば十分であるが、読んでいるうちに次々と関係が出てきて、他の頁も読むことになり結構楽しめる。地図で空想旅行をして楽しむ人もあるが、そのへんの趣味・道楽の類である。

ところで、世の中にはいろいろな意味でドンと呼ばれる人がいる。私の知人にもドンと呼ばれる幾人かの人たちがいるが、いわゆる首領という字からくる一般的に暗い・勢力誇示的なイヤな意味ではなく、何となく明るくて、世話好きで、ひとかどの識見もあって、頼り甲斐があってと言うスペインでの敬語を正しい意味で使った内容だと思うので、ここで良きドンたちのために、肩をもち上げておきたい。

映画〝日本の首領〟のドンがどんなドンか見ていないので解らないが日本の昔話に出てくる「権作ドン」や「お竹ドン」のドンでないことはたしかだろう。（立読みからの連想）

八幡市 飛び地の一部と隣接地を交換 田辺町

第四回臨時市議会可決

「市街化区域の同面積」 54年2月から実施予定

昭和五十三年第四回臨時市議会が、十一月六日に開会されました。隣接する綴喜郡田辺町にある市の「飛び地」に関し、その交換に伴う市と同町の境界変更について、全員協議会で報告された後、本会議で昭和五十四年二月一日から、両市町の境界を変更する旨を京都府知事に申請することを内容とした議案を議決しました。これによって、府知事が府議会の議決を得て自治省へ届出がなされ、告示されれば効力を生じることとなります。また、この境界変更に関連して、「排水問題に関する決議」案が議員提案として提出され、これを可決しました。

市の「飛び地」は、隣接する京都市や久御山町、田辺町の区域内に合わせて五ヵ所あり、そのうち、田辺町内には内里大谷、岩田大谷の二ヵ所があります。

今回の境界変更は、内里大谷の全部と岩田大谷の一部を田辺町に移し、それと交換に同町から市に同じ面積の土地を移すものです。

昭和四十四年田辺町から境界変更の申出

昭和四十年ごろから田辺町の松井地区で宅地開発の計画が進められました。この計画に、大谷飛び地の一部が含まれていたため、昭和四十四年九月に、同町から境界変更の申出が、当時の八幡町にありました。

市では、飛び地のままで市街地が形成されると、学校や水道、その他のあらゆる面で行政上困難な問題が生じ、また入居者もいろいろな点で、生活上大きな不便をかかえることとなるので、この問題について、同町と協議を重ねてきました。

一方、議会に対しては、その間の経過について、昭和五十一年七月、五十三年十二月と二度の全員協議会で報告をしてきました。

交換は内里大谷の全部と岩田大谷の一部

市と田辺町で交換する部分は、次の図に示すとおりです。市から同町へ編入する部分は、Ⓐで示す部分の内里大谷の全部十二万四千八百五十四平方粁とⒷで示す部分の岩田大谷の一部十一万八千六百六平方粁の合計二十四万三千四百六十平方粁です。編入する部分はすべて市街化区域です。また、Ⓒで示す部分の岩田大谷の残り部分は、市街化調整区域で、開発される見込がないので、行政上支障はなく、飛び地として存続します。

境界変更は同じ面積を交換して行うので、田辺町から市へ編入する面積も二十四万三千四百六十平方粁です。編入する部分は松井乾角を除いて市街化市域で、Ⓓの部分二十四万二千九百六十四平方粁と内里新田の南端に隣接している宅地Ⓔで示す部分四百九十六平方粁です。この宅地には、二世帯が居住しています。田辺町松井乾角にありますが、居住者の生活圏は永年八幡に属してきました。今回の境界変更にあたり、市に編入するものです。

また、境界変更後の市と田辺町の境界線は、宅地開発に合せて、新しい境界に道路を設定し、明確に区分する予定です。

編入部分の地区別面積及び地目

八幡市から田辺町へ編入する分

面積は岩田大谷十一万八千六百六（百二十）平方粁、内里大谷十二万四千八百五十四（四十三）平方粁の合計二十四万三千四百六十（百六十三）平方粁です。カッコ内は、区域内に隣接及び介在する国有地です。

地目は、山林二十三万一千七百六十平方粁、雑種地一万一千三百八十九平方粁、溜池百四十八平方粁で、国有地百六十三平方粁は道路です。

田辺町から八幡市へ編入する分

面積は、栂谷十二万七千二（七千三百六十七）平方粁、交野ケ原五万五千四百三十九（一千四百七十三）平方粁、手水ケ谷五万四千八百二十五（三千四百六十九）平方粁、口大谷五千六百七十四（四百七十二）平方粁、口広谷二十四平方粁、乾角四百九十六平方粁の合計二十四万三千四百六十（一万一千七百八十）平方粁です。カッコ内は、区域内に隣接及び介在する国有地です。

地目は、山林五万三千百十平方粁、雑種地十一万七千五百四十二平方粁、溜池一万十九平方粁、池沼百十七平方粁、原野一万四千六十二平方粁、田八千二百八十五平方粁、畑二万八千四十九平方粁、宅地四百九十六平方粁で、国有地は道路一万六百七平方粁、水路一千百七十三平方粁です。

境界変更のための今後の手続き

市と田辺町において、それぞれの議会で「境界変更について」の議案の議決を得たので、市と同町から京都府知事に申請しました。今後、府議会で議決されれば、府知事から自治大臣に、その旨の届出がされます。自治大臣は、この届出に基づいて関係行政機関に通知するとともに官報に告示することとなります。これにより、境界変更が発効することになります。境界変更の実施は、昭和五十四年二月一日の予定です。

境界変更後の町名

市に編入する地域についての町名の問題があります。

内里新田の南端に隣接している宅地については、境界変更後早い時期に、隣接地域と同じ町名（内里東山川）に変更する予定です。

また、Ⓓで示す部分については、区画整理をし、全面的に新しい町名地番の設定を必要とする地域ですが、現在は無人の地域ですので今後関係機関と協議をし、町名地番の検討をする予定です。

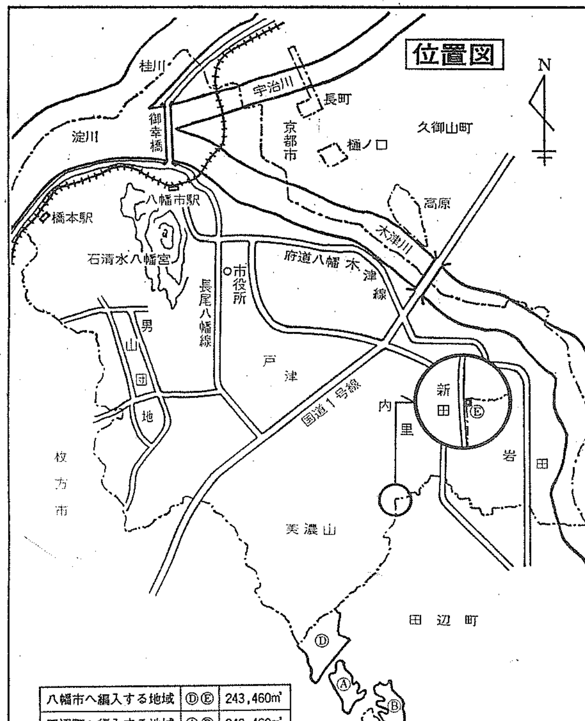

八幡市へ編入する地域	ⒹⒺ	243,460㎡
田辺町へ編入する地域	ⒶⒷ	243,460㎡

市の現勢（53年10月末）

人口	60,835人
（男	30,501人）
（女	30,334人）
世帯	17,973世帯
面積	23.51㎢

メモ 法による処分手続

境界変更、地方自治法の抜粋

市町村の境界変更にかかる法の処分手続きは、次のとおりです。

第七条第一項　市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届出なければならない。

第四項　第一項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

第五項　第一項の申請又は協議については、関係ある地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第六項　第一項の規定による届出を受理したときは、自治大臣は直ちにその旨を告示するとともにこれを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

第七項　第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

〝級地〟引上げ

生活保護費で国へ要望

民生児童委員協議会

十一月二十二日、市の民生児童委員協議会（中嶋芳造会長、委員七十名）の研修会が市役所で開かれ、府上生活保護に関する〝級地〟の引き上げを国に対し強く要望していくことを決めました。

基準が低く実態に合わない〝級地〟

生活保護費は、全体として基準が低いうえ、〝級地〟が設けられていて、地域によって差があります。八幡市の場合、現在二級地となっていて、民生児童委員協議会では、これを一級地に引上げられるよう全委員の署名をもって国へ要望することになったものです。

標準世帯で隣接の市と十%の差

この級地は生活費が大都市と比較して安かった時代に設けられた地域指定で、多少改善されたものの、隣接する枚方市・京都市は一級地扱いとされており、今日では何ら生活実態が変わらないのに八幡市と両市の間には次表のように大きな差があります。

次表は、夫婦と子供二人（九才の男子、四才の女子）の標準世帯について、生活保護水準額を比較したものです。一覧のように、基準生活費、住宅扶助費等を合わせると、八幡市は枚方市・京都市よりも一カ月で九千六百三十円も低い生活保護費となっています。現実の生活費は全く変わりはないのに、支給額は十%も低く抑えられているのです。このことは、保護費で生活している人たちにとっては深刻かつ重要な問題です。

市の財政にも影響 ねばりづよく要望

民生児童委員会では、このような実態をもとに、憲法二十五条や生活保護法にもとづき、差別なく平等に権利（生存権）としての保護が受けられるよう、一級地への引上げをねばり強く国へ要望していく予定です。

なお、保護費は国庫負担基準にも同様の問題があり、市では、この生活保護とともに、その改善をひきつづき市の立場からも強く国へ要望していく方針です。

標準世帯の生活保護費比較表（53年度、月額）

区分	1級地（京都・枚方市など）	2級地（八幡市）	差額
基準生活費	106.970円	97.340円	9.630円
教育扶助	1.280	1.280	0
住宅扶助	21.200	21.200	0
計	129.450	119.820	9.630

開発に伴い田辺町にも申入れ

排水処理に万全を期す

今回の境界変更に関連して、田辺町が市の上流に位置していることから、同町内での開発に伴う排水処理の問題が、今後の課題になります。

市議会では、理事者に対し、排水の八幡市に与える影響にかんがみ、八幡市と協議のうえその処理にあたることを田辺町にもとめ、万遺漏ないよう期せられたいとの「排水の問題に関する決議」案が議員から提出され、可決されました。

市では、この問題に関し、田辺町と当面、Ⓔ地区で開発計画をもっている開発会社に申し入れをし、それぞれ覚書を取り交しました。その内容は、次のとおりです。

田辺町の覚書

「今後、田辺町域における開発のうち、八幡市に影響のある排水問題その他諸問題については、八幡市と協議のうえ、その処理にあたることにします。」

開発会社の確約書

「今般、八幡市と田辺町との境界変更がなされるにあたり、当社が計画している田辺町内における開発については、八幡市並びに京都府と十分協議のうえ、開発行為に着手します。」

このように、市では排水問題について、市外の開発であっても、水の被害が生じないことが確信できるまでは、開発に同意することを認めない方針です。

市役所の電話番号は 983-1111です

水道部・環境課も上記の番号です。
おまちがいのないようお願いします。

新住所の変更届を

今年転入された方へ

今年、八幡市に転入されたみなさんにお願いします。

住民登録をしていただくことはもちろんですが、勤務先に〝住所の変更〟をお届けください。勤務先の記録が訂正されていないと、あなたの住民税は、来年度も前に住んでいた市町村に送られてしまいます。貴重な税金を、自分の住んでいる「市」の行政に生かすために、今一度勤務先に、あなたの住所が変更されているかお確かめください。

休日応急診療・眼科耳鼻科・保健指導

市民保健のセンター完成

運営方法を審議 十一月三十日に臨時議会

市民の健康を守る拠点となる市立保健センターが、このほど完成しました。このセンターには、内科・小児科の休日応急診療所と眼科・耳鼻咽喉科の国民健康保険診療所・並びに市が保健活動を行うための講習室・指導室が設けられています。この三つの施設開設日や利用方法など具体的な運営の内容は、十一月三十日に開かれる臨時市議会で、関係の条例や予算とともにきまる予定です。くわしい内容は、決まり次第、広報やわたの臨時号でお知らせします。

保健センターの位置は、市役所の北西角で、建物の規模は鉄筋コンクリート二階建で七百四十七平方米です。

一階は診察や治療に 二階は保健の指導に

一階は診察や治療の場所で、休日応急診療のために、第一・第二の二つの診察室があります。また眼科と耳鼻咽喉科の二室が国民健康保険診療所として用意されているほか、薬局・医局・事務室・便所などを配置しています。

二階には講習室、指導室などがあり、育児相談、母親教室、各種の検診や予防接種などの保健指導を行います。

妊産婦や身体障害者の利用にも配慮

玄関は東西に二方所あって、東側の玄関は、二階で保健指導を受けられる方と、休日の急病患者が利用するように、また西側の玄関は、一階で目や耳の診察などを受けられる方が利用するように分けています。

階段は、幼児や妊婦、老人などが昇り易いように、ゆるい傾斜にしています。

センターの玄関は、府道長尾八幡線から、歩道でつながっています。また、目の悪い方のために点字ブロックを設けています。

なお、このセンターが開設しますと、現在、八幡清水井にある国民健康保険診療所は、ここに移転して運営することになります。

市民の健康を守るため、新しく保健センターがスタートします

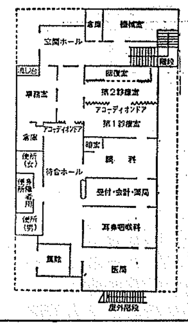

一階平面図

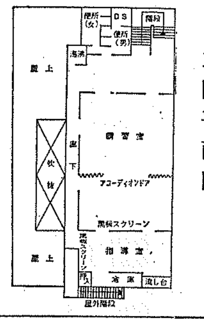

二階平面図

道交法の主な改正点

酒酔い運転は免許取消し

12月1日から実施される

現在は、クルマ社会と言われるほど、交通の手段として自動車が利用されています。また、我々の日常生活でも、車は欠かせないものになりつつあります。

このような交通事情にかんがみ交通安全の確保を図るとともに交通事故を防止するため、道路交通法が改正され、十二月一日から実施されます。

今回の改正の主な内容は、次のとおりです。

運転者の義務など

〈自転車横断帯での保護義務等〉

①自転車横断帯での追越し、追抜きの禁止…自転車横断帯（標識などによって自転車の横断のための場所であることが示されているところ）の手前三十メートル以内では、追越し、追抜きが禁止され、その直前で停止している車があるときは、その側方を通過して前方に出る前に一時停止しなければなりません。

罰則は、三月以下の懲役または三万円以下の罰金また過失は五万円以下の罰金で、違反点は二点です。

②自転車横断帯での一時停止…自転車横断帯に自転車がないことが明らかな場合を除き、その直前で停止できるような速度で進行しなければならず、自転車があるときは、その直前で一時停止し、その通行を妨げてはなりません。

罰則は、三月以下の懲役または三万円以下の罰金また過失は五万円の罰金で、違反点は二点です。

③自転車横断帯での駐停車禁止…自転車横断帯とその前後の側端から五メートル以内は駐停車してはなりません。

罰則は、五万円以下の罰金また過失は五万円以下の罰金で、違反点は一点です。

④自転車横断帯への進入禁止…自転車などは、進路の前方の状況により、自転車横断帯のうえで停止しなければならないことになるときは、その自転車横断帯に進入してはなりません。

罰則は、三万円以下の罰金また過失は三万円以下の罰金で、違反点は一点です。

〈体の不自由な人を保護〉

白色または黄色のつえを持った身体障害者が通行されていたり、身体障害者が車イスで通行されているとき、また、目の見えない人が一定の用具を付けた盲導犬を連れて通行しているときは、一時停止または徐行して、その通行を妨げてはなりません。

罰則は、三月以下の懲役または三万円以下の罰金で、違反点は二点です。

〈集団暴走等の行為の禁止〉

二人以上共同して、二台以上の自動車または原動機付自転車を連ねて通行したり、またはほぼ同一の速度で並んで通行し、それにより道路における交通の危険や他人に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。

罰則は、六月以下の懲役または五万円以下の罰金で、違反点は九点です。

〈二輪車の運転には乗車用ヘルメットを着用〉

自動二輪車を運転するときは、すべての道路において、一定の基準に適合する乗車用ヘルメットをかぶり、また同乗車にもかぶらせなければなりません。

違反点は一点です。

また、原動機付自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶって運転するよう努めなければなりません。

〈高速道路等での義務〉

①自動車の点検整備…高速道路などを通行するときは、あらかじめ燃料、冷却水、オイルの量、貨物の積載状態を点検しなければなりません。

罰則は、三月以下の懲役または三万円以下の罰金、また過失は三万円以下の罰金で、違反点は二点です。

②故障等の場合の措置…燃料切れや荷くずれなどにより、運転できなくなったときは、所定の停止表示器材を置いて表示をしなければなりません。

罰則は、三万円以下の罰金で、違反点は一点です。

③高速道路等での二人乗り禁止…高速道路や自動車専用道路では、自動二輪車の二人乗りをしてはなりません。

罰則は、三万円以下の罰金で、違反点は一点です。

〈行政処分制度の強化改善〉

①覚せい剤などの服用の運転に対する罰則の強化…麻薬、覚せい剤などの影響によって正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車などを運転した場合は、酒酔い運転と同様に二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられるほか、違反点数十五点となり運転免許が取消されます。

②道路交通法以外の法令違反の行政処分…無車検車または無保険車を運行した場合はそれぞれ六点、道路を車庫として使用した場合は二点、夜間に八時間以上路上に駐車した場合は一点の違反点数を付されます。

〈そのほか運転者に関する主な改正〉

①"うっかり失効"の救済措置…免許証の更新をうっかり忘れ、失効したときの救済期間を現行の三カ月から六カ月に延長されます。

②仮免許の有効期間の延長…仮免許の有効期間が、三カ月から六カ月に延長されます。

③優良運転者に対する優遇措置…過去二年間無事故、無違反でその後に点数が一点または二点の軽い違反をした場合に、その後三カ月間違反しなかったときは、その軽い違反の点数は行政処分となる点数計算からはずされます。

④緊急自動車の運転資格の強化…消防自動車や救急自動車などの緊急自動車を運転するときは、一定の資格がなければ運転できないことになります。この規定は、昭和五十四年四月一日から施行されます。

安全運転管理の強化

①副安全運転管理者の新設…自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、使用する自動車が二十台を超えるごとに副安全運転管理者（二十歳以上の者、管理経験一年または運転経験三年以上で一定の違反をしていない者）一名を選任し、届出なければなりません。

罰則は、三万円以下の罰金です。

②使用者の義務の強化…自動車の使用者は、その業務で自動車を運転させるときは、運転者、安全運転管理者、副安全運転管理者などに安全運転に関することを守らせるように努めなければなりません。

③自動車の使用禁止命令…自動車の使用者や安全運転管理者などが、自動車の運転者に対して、無免許運転、速度違反、飲酒運転、過労運転、積載超過運転などを命じたり、容認した場合で、運転者がこれらの違反行為をしたときは、六カ月以内で、その違反した自動車の使用が禁止されることになり、違反した自動車には一定の標章がはりつけられます。

罰則は、命令違反者には三カ月以下の懲役または三万円以下の罰金、また標章を破損したりした者には一万円以下の罰金または科料に処せられます。

自転車の通行方法の改善

①自転車道の通行…自転車は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外を横断するなど、やむを得ないときを除き自転車道を通行しなければなりません。

罰則は、一万円以下の罰金または科料です。

②歩道の通行…自転車は、標識などにより歩道を通行することができるところでは、歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

罰則は、一万円以下の罰金または科料です。

③自転車横断帯の新設…自転車は自転車横断帯のあるところでは、その自転車横断帯を通行し、歩行車用信号機などに従わなければなりません。

④交差点への進入禁止…自転車は交差点やその手前に「進入禁止」の道路標示があるときは、その交差点に入ってはなりません。

⑤ブレーキや反射器材の装備…自転車には、一定の基準にあったブレーキと夜間はだいだい色または赤色の反射器材か尾灯を備えなければならないとされ、またブレーキの不良により、交通の危険を生じさせるおそれのある自転車を運転したときは処罰されます。

罰則は、三万円以下の罰金で、過失も同じです。

×　×　×

交通事故は、日常茶飯事のごとく発生し、尊い人命が失われています。しかし、我々のちょっとした注意で多くの事故は防げるのです。交通ルールを守りましょう。

環境浄化推進協議会発足

市民の力で明るい環境を

八幡市環境浄化推進協議会の設立総会が、十一月十三日市役所で開かれました。同協議会は、青少年の健全な育成を図るため、市民が力を合わせて明るい環境づくりを推進しようと、市内の関係機関や諸団体が集まり発足したものです。

現在、青少年の環境浄化運動は、市と綴喜郡の田辺町、井手町、宇治田原町とで綴喜地区環境浄化推進協議会を母体として展開していますが、今回の協議会の結成により、一層環境浄化の推進が期待されます。

同協議会は、市民あげて健全な環境づくりへの認識を高めるとともに、浄化活動を推進するため、次のような事業計画を決めました。

▽講演会の開催
▽チラシ、ポスターなどの配布によるPR活動
▽有害環境の調査活動
▽自動販売機などの場所提供者に対する撤去要請活動
▽環境浄化強調月間の設定
▽関係条例などの制定促進運動

役員は、次のとおりです。

会長…荻野功（少年補導委員会会長）副会長…上田義治（区長代表）、吉田明（商工会会長）庶務…島田周枝（人権擁護委員代表）、前川美智子（八幡地区婦人会会長）／会計…奥村誠二（社会福祉協議会会長）監事…小松原一雄（少年補導委員会副会長）、西川テル（一路会会長）理事…矢野茂次（八幡高校育友会会長）、山田弘（幼小中学校長代表）、倉野長沢克巳（八幡高校校長）、天さち子（民生委員婦人部長）、天野啓文（幼小中育友会代表）、中嶋芳進（民生委員総務）、西村荘一（保護司会代表）（敬称略）

明るい環境をめざし団体などが組織を結成

住民監査請求

土地管理について 市長に対する措置請求

監査委員監査結果を公表

昭和五十三年九月十八日に、請求者住所京都府八幡市男山香呂六の三七の五〇一、職業・損害保険代理店業（八幡市会議員）加名田光三氏から、八幡市監査委員（工藤欣一、堀口文嗣の両氏）に対し、別記（一）の地方自治法第二百四十二条による住民監査請求が出されました。

監査委員は、請求に基づき、京都府八幡市隅田口六十六番地ほか三筆の土地にかかる指摘事項について、審理を行うことにしました。

そして、法に定める手続きに従い、検討した結果、両監査委員は十一月十六日に別記（二）の監査結果を請求人に通知し、合わせてこれを公表しました。

なお両監査委員は、この監査に関連して、別記（三）の意見書を市長に送付しました。

別記（一）、（二）、（三）は、すべて原文のままです。

別記（一）

京都府八幡市職員措置請求書

京都府八幡市長に関する措置請求の要旨

一、請求の要旨

別添京都地方法務局田辺出張所発行の昭和五十三年九月十一日付登記簿謄本表示の通り。

京都府八幡市隅田口六六番地　地目溜池（五九平方米）
同　七〇番地の壱　地目田（二六平方米）
同　七〇番地の弐　地目用悪水路（二七四平方米）
同　七壱番地の弐　地目用悪水路（九九平方米）

地積合計四五八平方米（約一五一坪）の八幡市所有の公有財産である土地が、農地法の転用許可も無きままに埋立の上住宅が建築され、然も昭和五十二年十一月十五日八幡市が給水契約を行い居住者に不法占有されている事実がある。之の事は地方自治法第一四九条三二五条三八条各項違反行為であり刑法違反の疑いすらある。重大な公有財産の管理を怠る事実である。

従って本年六月十九日その管理者である八幡市長山中末治に対し文書を以って之が適正な処置を行い、不法な占有者を退去を命じ、原形に復さしめる可き旨の申入を行ったにも拘らず、今以って何等の措置を行はないばかりか、七月定例議会に於ての答弁でも全く根拠のない、無責任な放言をしている。之等の事態は、法治国家の地方公共団体の執る可き姿勢ではない。従って本日付を以って貴職に対し、当該行為を是正し公有財産の適法な管理と八幡市がこうむりつつある損害を補填するために、必要な措置を講ず可きことを請求する。又当該地上に給水を受けている者が、八幡市職員である事実も見逃してはならない事実であり、課税徴集も無く使用料の収納も行はれていないし、財産管理台帳にも記載なく、その管理担当部、課長すら私が申入れるまで認識をしなかったズサンな八幡市職員の怠慢も責められる可きである。以上速やかな措置を求める。

二、請求者住所　京都府八幡市男山香呂六ノ三七ノ五〇一
職業　損害保険代理店業（八幡市会議員）
氏名　加名田光三㊞

右地方自治法第二百四十二条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

別紙添付書類
一　京都地方法務局田辺出張所発行土地登記謄本　四通
二　土地構図写　一通
三　市長に対する要望書写　一通

昭和五十三年九月十八日
加名田光三㊞
京都府八幡市監査委員殿

別記（二）

三八監第三十七号
昭和五十三年十一月十六日
請求人　加名田光三殿
八幡市監査委員　工藤欣一
八幡市監査委員　堀口文嗣

監査の結果について（通知）

昭和五十三年九月十八日付の貴殿の請求に係る京都府八幡市職員措置請求書（八幡市長に対する措置請求）について監査の結果、下記により請求に理由がないと認めたので、地方自治法第二百四十二条第三項の規定によって通知する。

記

一　請求に係る物件
京都府八幡市隅田口六六番地　地目溜池（五九平方㍍）
同　七〇番地の1　地目田（二六平方㍍）
同　七〇番地の2　用悪水路（二七四平方㍍）
同　七一番地の2　用悪水路（九九平方㍍）

二　理由

一の請求に係る物件の登記簿上の所有権者は、請求人の申出のとおり八幡市になっている。

しかし、登記名儀人である八幡市は、「市は、登記簿上の所有名儀人であるが、真正な所有者ではない。したがって、管理責任はない。」とし、この土地に関する物権を主張していない。

一方、現実の占有者である六区は、この土地に関する物権を主張している。

物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによってその効力を生ずる（民法第一七六条）ものである。また不動産物権の登記の目的は、これによって第三者に対抗するためのもの（民法第一七七条）であり、登記簿上の所有が必ずしも真正の所有を意味するものでなく、真正の所有者が所有の権利を守られていることは、最高裁判所の判例で明らかである。

ところで、請求に基づき本物件の所有関係について調査した結果は、記録資料からみて本物件の実質的な所有者は八幡市ではなく六区であると判断するのが妥当であると考えるが、このような性質の請求は監査の対象にはならないと判断する。

別記（三）

三八監第三八号
昭和五十三年十一月十六日
八幡市長　山中末治殿
八幡市監査委員　工藤欣一
八幡市監査委員　堀口文嗣

意見の送付について

請求人加名田光三氏よりの八幡市隅田口六六番地所在の土地等にかかる住民監査請求によりその監査を行ったが、これに関連して下記のとおり意見を申しのべる。

記

一　本請求に関係する物件については、すでに公共目的を喪失しており、市が登記名儀人となっている意味も消滅していると判断されるので、真正の所有者に登記名儀を移転すべきであると考える。

二　一の事情により、固定資産税等の課税を真正の所有者に対しなすべきであると考える。

人口急増対策の強化を

政府と京都府へ 実現を強く要望

昭和五十年度から継続している地方財政危機の中で、とくに人口の急増している市町村は、深刻な財源不足に見舞われています。八幡市を含む京都府南部の十三市町村では、昭和四十六年に"京都府人口急増市町村協議会"を組織し、人口急増市町村に対する財政措置の改善を中心に活発な要望運動を重ね、一定の成果をあげてきました。しかし、まだまだ一般の市町村とくらべて国の財政措置に欠ける点が多く、それが住民にしわよせされる結果となっています。

協議会では、今年も、来年度予算の編成期を控えて強力な制度改善の運動を進めることとし、加盟十三市町村の市町村長が先頭に立って、十一月二日には京都府知事をはじめ府庁各部課長に、また十一月二十七日には政府各省に対して、実態を訴え、制度の改善を強く要望しました。要望の主な内容は次のとおりです。

国への要望

◎地方交付税の人口急増分にかかる各種の割落しの解消と改善強化
1 地方交付税率の引き上げ等の措置による交付税総額の安定的な確保
2 投資経費の地方債振替措置の廃止と過去において地方債に振替措置された元利償還金の百%の算入
3 人口急増補正のIの係数算出における全国平均増加率の控除の廃止、年度途中増加人口分の算入、人口増加分にかかる段階、態容、密度の各補正の的確化
4 急速に都市化が進む実態に即応した態容補正の毎年度是正
5 資料増の充実
6 道路橋りょう費の基礎数値における当該年度分の採用
7 下水道費における人口急増補正Iの新設
8 義務教育施設整備事業債（用地を含む）、清掃施設整備事業債、下水道事業債にかかる事業費補正における元利償還金の算入率の引き上げと、保育所、幼稚園、公園にかかる地方債元利償還金の事業費補正採用
9 公害防止事業債にかかる元利償還金の算入率の引き上げ
10 その他諸費（面積）の投資分の投資補正にかかる人口集中地区面積の毎年度是正

◎人口急増に起因する地方債の充実強化
1 地方債発行条件の緩和と、政府資金枠の大幅な拡大
2 縁故債の発行条件の改善と、その安定的な引受機関である「地方団体金融公庫」の早期設立
3 人口急増のための先行投資が必要な上水道事業に対する先行期間に相応した据置期間の設定と、その間の利子補給
4 人口急増に起因する施設（用地を含む）の立替制度について、五省協定の適用範囲の拡充と、その適用事業のすべてに対する無利子据置措置の実現
5 宅地開発等関連公共公益施設整備事業債の対象事業の拡大と、利子補給率の引き上げ、償還年限の延伸
6 保育所、庁舎、会館、体育館、火葬場等の標準単価の地域の実情に相応した是正
7 昭和五十一年以前の学校用地取得事業債の縁故資金部分に対する利子補給

◎補助金制度の拡充強化
1 児童・生徒急増市町村の適用要件の緩和、学校用地補助金の足切りの廃止と補助率の三分の二への引き上げ
2 屋内運動場、給食施設、プール、保育所、幼稚園、清掃施設にかかる補助率の三分の二への引き上げと、学校用地以外の用地取得に対する補助制度の新設
3 学校施設立替施行による利子相当額の補助対象化
4 昭和五十三年度新設の住宅地関連公共施設整備促進事業補助制度の充実強化
5 都市公園整備事業費の補助率の用地二分の一、施設三分の二への引き上げ
6 下水道事業補助金の補助率の引き上げと対象枠の拡大
7 公民館、児童館、図書館、体育、文化施設等の補助制度について抜本的な改善
8 休日夜間診療施設に対する建設事業費と運営費にかかる補助制度の充実
9 保育所運営費にかかる超過負担解消と保育料の徴収基準の実態にそくした改善
10 低学年児童の放課後の保護制度の確立と財政措置の新設

◎税制度の充実を
1 事業所税課税団体範囲の近畿圏近郊整備地域の市町への拡大
2 公共用地取得の円滑化をはかるため、譲渡所得における特別控除額の引き上げと、定率方式による控除の新設

深刻な保育所財政 改善を特に交渉

国の補助制度のなかで、とくに保育所の運営費に対する措置の悪さが大きな問題となっています。

実際必要な経費が国庫負担の対象とされず、大きな超過負担（市町村の余分な持出し）があり、また保育料についても、国の徴収基準が実際に納められないほど高いため、市町村がその一部を保護者に代って負担しています。

保育所の多い八幡市では、このため一般財源（市税十地方交付税）の一割を超える四億五千万円を保育所の運営経費に充てる状況となっています。他の人口急増市町村でも、このことは痛切な問題となっています。

このため、協議会では、昨年、特に厚生省に対して、保育所財政措置の改善を強く干渉し、保育料徴収基準の一部是正などの成果を収めましたが、今年もひきつづき、来年度に向けて次の事項の実現を強く要望しました。

1 三歳未満児の区分化を中心とした保母配置基準の改善
2 必要な休暇・休憩要員の確保と長時間保育にかかる要員と保育・給食経費の算入
3 調理員配置基準の規模に相応した是正
4 市町村の共同要員としての養護・栄養職員の配置
5 給料の積算単価の引き上げ
6 保育単価における地域区分と公私格差の是正
7 上位階層と複数措置家庭を中心とした保育料徴収基準の抜本的な是正
8 低学年児童の放課後保護制度の確立
9 地方交付税における一般財源の算入の適正化

府への要望

◇人口急増団体に対する財政援助措置の充実強化
1 自治振興補助金の増額と人口急増対策への弾力的な運用
2 自治振興資金の据置期間と償還期間の延伸、利率の引下げ、貸付枠の拡大と、弾力的な運用
3 乳児の昼間里親制度に対する補助制度の新設
4 長時間保育に対する補助制度の新設
5 学童保育に対する補助制度の確立
6 休日、夜間診療施設の建設と運営費に対する補助制度の拡充
7 道路、橋りょう、河川整備事業に対する補助制度の復活と充実
8 下排水路整備事業にかかる補助制度の新設
9 消防施設（消防本部を含む）整備事業の補助金枠の拡大と超過負担の解消
10 交通指導員制度にかかる補助制度の新設
11 交通安全対策設置について、補助金枠の拡大と補助基本額の引き上げ
12 人口急増に伴う公共施設の整備等に必要な国庫負担・補助金の確保
13 保育所運営費府負担金の実勢に適合した交付

◇人口急増に関連する都市施設整備事業の促進（八幡市関係部分のみ記載）
1 府営山城水道の拡張
2 木津川左岸流域下水道事業の積極的な推進
3 産業廃棄物と大型ごみ処理施設の設置
4 公害分析センターの設置等、公害防止事業の積極的な推進
5 府立高校の増設
6 府立養護学校の増設
7 府立労働セツルメントの増設
8 国・府道における信号灯、街路灯、歩道、歩道橋等、交通安全施設の整備
9 開発に即応した幹線道路と府管理河川の整備
ア 桂川架橋の早期実現
イ 大谷川、防賀川改修（排水ポンプ施設を含む）の早期完成

◇その他の事項についての配慮
1 小・中学校の非常勤講師、養護教諭、事務職員の完全な配置
2 府費教職員の旅費等の市町村への負担転嫁の解消
3 救急医療体制の確立
4 開発許可、建築確認等の事務処理の迅速化
5 野犬処理対策の充実
6 府民税徴収取扱費の大幅な増額と、当該年度中の交付
7 開発許可基準面積一千平方米の三百平方米への引下げ

おめでとうございます

昭和53年10月届出分

結婚

区	夫	妻
一区	益田　雅典	中島　由恵
一区	石橋　健吾	井田　元美
三区	高木　保秀	伊藤　郁子
三区	福本　敏則	福本久美子
一区	東谷　繁美	佐藤　町子
一区	市原　晴雄	小田ともみ
一区	橋本　順一	中井恵利子
一区	池端　昌義	奥添　佳子
六区	岸本　民二	西村志津子
三区	川城　正也	石松　範子
一区	鈴木　雄一	中島美保子
一区	森田　光醒	川添　恵子
二区	山本　一朗	宮脇　愛子
一区	北野　健史	高岡千鶴子
四区	谷口　次郎	安藤　弘子
一区	本多　福也	高橋　洋子
一区	大道　良雄	喜多嶺美子
一区	田井中　隆	藤本　豊美
一区	林　寛一	大見　京子
一区	国仲　洋	加藤　信子
一区	鈴木　憲一	竹村多佐子
二区	坂本　高明	土居　乙美
二区	松島與久男	高田　育子
三区	船附　正蔵	高瀬　順子
[illegible]	[illegible]　清	渡辺　順子

出生

区	本人	届出人
一区	杉本久仁子	高
一区	大久保秀樹	昇
一区	末光　綾	清
一区	高田　文香	清明
一区	三木　研平	良之
一区	水田　良平	健治
一区	服部　智子	豊
一区	野上　真裕	良之
一区	中地　晴久	静青
一区	庄司　典代	治
一区	南野　綾子	敏夫
一区	広瀬　慶人	三昭
六区	筒井　亮	三千夫
一区	宮本さとみ	好昭
二区	津坂　消隆	礼子
四区	中釜　大介	清春
一区	西坂　祐子	清
一区	加藤　寛理	雅則
一区	大山　智子	誠
一区	石倉恵理子	忠夫
一区	柚木　良恵	泰朗
一区	豊米　啓献	啓憲
一区	門田　昌之	俊生
四区	辻岡　淳平	益久雄
一区	吉田　典世	好孝
一区	山田真理子	弘信
一区	東末　泰啓	啓志
四区	中山　亮介	良夫
一区	川本　由佳	泰昌
一区	竹内　秀穂	敏
一区	島根　敦	網
一区	辻村　武志	留夫
一区	玉田　陽介	俊一
一区	岸　陽介	隆史
一区	中小原みほ	憲史
三区	前田　麻美	豊和
一区	山田　隆之	隆史
一区	三原　愛子	一彦
一区	寺沢　絵美	大志

"まち"の防火は市民の手で

火災は、一瞬にして生命や財産を奪う恐ろしいものです。しかし、日ごろわずかな注意で、その大半を未然に防ぐことができます。ことしも防火意識の高揚を図るため、市民ぐるみの消火訓練や防火標語の募集を実施しました。また、年末には地域消防団による警戒が行われます。早く見つけ・早く知らせ・早く消せが消火の三ルールです、心がけましょう。

男山第二住宅婦人会と同管理組合が行った消火訓練

消火訓練！ 団地第二住宅で

11月11日、年末の防火に備えて防火意識の高揚をはかり、また万一火災発生の場合の避難方法を学ぼうと、男山第二住宅婦人会（塩田美智子会長）と同管理組合が、市消防本部の協力を得て避難訓練初期消火訓練を実施しました。

一〇七棟五〇一号室において、石油ストーブが転倒し、火災となり、主婦二名が逃げ遅れたーという想定で訓練が行われました。この訓練は、シュノーケル車が消火にあたり、被災者を救急車が搬送するという大がかりなものでした。また、初期消火の訓練では、ジュータン、石油ストーブ（旧式のもの）を市民の方から提供していただき、火のついた石油ストーブを転倒させ、布団等をかぶせて消火する訓練と、灯油を入れた容器に火をつけ、消火器による消火訓練を交替で行いました。

訓練に参加した市民から消火器の使い方、避難の方法などの質問があり、全員が"火災を起こさない"という強い自覚をもって訓練を終えました。

この訓練には、約五十人の市民と消防本部職員十一名が参加、そしてシュノーケル車、タンク車、救急車、指導車が出動しました。

防火標語決る 入選に川原さん

市消防本部が、市民の防火意識の高揚を図るため、広く防火標語を募集していましたが、このほどその入選作品が決りました。

応募された二十点の作品の中から、審査をした結果、三原茂氏（橋本愛宕山五〇四）の作品"火を使うあなたが主役だ火の始末"が入選と決定しました。作品は消防庁舎北側の壁面に掲示しています。また、作品掲示の資材は、以前八幡市に住んでおられた大石正一さんから寄贈を受けたもので す、ありがとうございました。

"防火"を願って標語が取りつけられました

消防団が年末警戒 12月26日～30日

年末・年始を控えて、尊い人命や大切な財産を火災から守るため、地域消防団による深夜（午後十時から翌日午前四時まで）の警戒が例年どおり、十二月二十六日から三十日までの六日間、次の市内十三の詰所で実施されます。

区	分団	詰所
一区	（第一分団第一部）	一区公会堂
二区	（第一分団第二部）	八幡市場前消防器具庫
三区	（第二分団第一部）	消防器具庫
四区	（第二分団第二部）	消防器具庫
五区	（第三分団第三部）	消防器具庫
六区	（第一分団第三部）	南ケ丘保育園前消防器具庫
上区	（第三分団第一部）	上区公会堂
中区	（第三分団第二部）	中区公会堂
下区	（第三分団第三部）	上奈良公会堂・二階堂消防器具庫
内里区	（第四分団第一部）	内里公民堂
戸津区	（第四分団第二部）	戸津中央会議所
美濃山区	（第四分団第三部）	消防器具庫

"火の用心"

クリーンシティー作戦展開中

きれいなまちづくり運動を展開中

五十三年度の主要施策のひとつとして、この六月に"清潔できれいなまちづくり運動"をめざして第一回目のクリーンシティー作戦を市民の協力を得て、展開しました。

今回はこれに続くもので、十一月六日から十二月四日まで行い、約六十人の市民の方々が参加されています。道路や公園などの公共用地の雑草の除去やゴミの清掃などのほか、不法な立看板の整理なども合わせて行うことにしています。

子どもとともに歩もう 府PTA研究大会

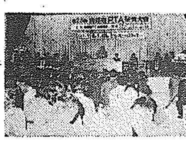

第二十三回京都府PTA研究大会が、十月二十九日、八幡第三小学校で開かれました。

「学習するPTA」へ、「子どもを守るPTA」から「子どもを育てるPTA」から「活動するPTA」へ、子どもの真のしあわせを実現するため、「親も子も教師も、ともに向上する活動を探ろう」を大会テーマに、府内各地から約八百五十人が参加して開催されました。

また、「分科会」では・地域活動をどのようにすすめるか・家庭教育をすすめるPTA活動・テレビの見方を考えるPTA活動など、十四の分科会に別れ、それぞれの研究課題を持ち寄り活発な学習活動が行われました。

郷土の遺産に親しみましょう

八幡市郷土史会では、かるたを通して、広く市民のみなさんに市内の文化財や歴史を知ってもらおうと、郷土史いろはかるたの作成を進めてきましたが、このほど完成し、次のとおり販売を開始します。ご希望の方は、各販売所へおこしください。

▽販売開始日　十二月十一日（月曜日）から

▽販売場所　教育委員会事務局・男山公民館・有智郷市民センター・都々城市民センター・松花堂・八寿園

▽販売価格　一組七百円

くわしくは、教育委員会社会教育課までお問い合せください。（☎九八三ー一一一一、内線三一・三二）

文化祭

十一月三日、四日の両日、第六回八幡市文化祭が男山公民館を主会場にして、市コーナーと八寿園の三会場で市と各種団体の共催で開かれました。いずれの会場にも、朝早くから多くの市民がつめかけ、市民による手作りの文化の高まりが感じられました。

主会場の男山公民館では、手芸、書道、油絵、俳句、日本画、パンフラワー、洋裁、生け花、版画、紙人形、つまみ絵、工芸品、水彩画、アートフラワーが展示され参加者の目を楽しませていました。第二会場の市コーナーでは、市内の幼稚園、小学校、中学校から書道と絵画が展示され文化祭に花をそえていました。第三会場の八寿園では、コーラス、民謡、詩吟、舞踊、謡、器楽仕舞、箏曲、3B体操が披露され好評をはくしていました。また、社会福祉協議会による子ども服チャリティーバザールや婦人会のうどん、ぜんざいコーナー、公民館講座の茶道の受講者による茶席コーナーが設けられ人気を集めていました。

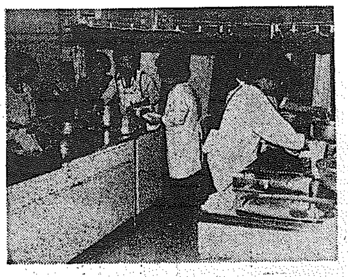

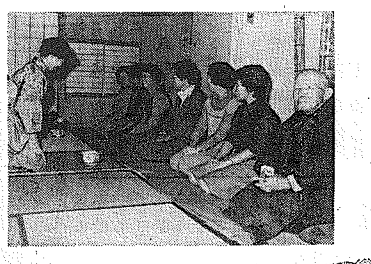

計量は正確ですか！ 計量調査結果を発表

計量モニターによる商品量目調査が、九月一日から九月三十日までの一カ月間、市内で実施されました。

これは、▽消費生活物資の計量について、消費者自身の現状認識と計量意識の啓発を図る　▽商品の生産者、販売者に対し、適正計量の実施を指導する　▽各種データー、意見、苦情等を計量行政の推進、改善方策検討の資料として活用するーなどを目的とし、府と通産省が実施したものです。

その結果が、府計量検定所でまとめられ、総合成績は正量七十一・八％、超過十八・六％、不足九・六％という報告がされました。

これは、府と通産省が市内の食料品を販売する約四十店舗、三百四十四点（正味量表記商品二百十四点、面前計量商品百三十点）の商品を対象に、調査したものです。

今回対象となった品目は、食肉類、魚介類、菓子類、めん類、野菜、そう菜類のほか調味料等でした。

量目表示別成績は、正味量表記商品では、正量百五十五点（七十二・四％）、超過三十三点（十五・四％）、不足二十六点（十二・一％）でした。面前計量商品では、正量九十二点（七十・八％）、超過三十一点（二十三・八％）、不足七点（五・四％）でした。

モニターの苦情には、▽計量器の指針が止っていないのに、商品を計り終える　▽一山、一盛、個数売りが多いが、量目表示がない　▽風袋込み計量と思われる量目不足が多いなどの意見が出されました。府計量検定所では、今回の調査成績と寄せられた苦情、意見等を参考にして、指導を行うとともに、立入検査も予定されています。

商品別成績（主な品目）　凡例：正量／超過／不足

正味量表記商品

品目	正量	超過	不足
食肉類（72件）	(77.8%)		
肉製品（18件）	(50.0)	(27.8)	(22.2)
魚介類（30件）	(76.7)		
野菜（12件）	(58.3)	(33.3)	(8.3)

（食肉類・魚介類・野菜の欄外に (5.6) (16.7)、(6.7) (16.7) と表示）

面前計量商品

品目	正量	超過	不足
食肉類（48件）	(64.6)	(25.0)	(10.4)
肉製品（16件）	(56.3)	(31.3)	(12.5)
魚介類（29件）	(79.3)	(20.7)	
野菜（21件）	(90.5)		(9.5)

（注　正量範囲±3％）

全社協会長表彰に中嶋さん

十一月十六日、中嶋芳造氏（六十二歳＝八幡清水井四七）が、全国社会福祉協議会長表彰を受けられました。

中嶋さんは、昭和二十八年から民生児童委員として活躍され、現在に至っておられます。また、三十八年からは同委員協議会総務の重責を果してこられました。今回の表彰は、民生委員としてはもとより、同委員協議会総務に対しての功績が表彰されたものです。

合成洗剤を追放しよう

洗濯機の普及と相まって合成洗剤が市販されるようになったのは、三十年ほど前からで、今では必需品のようになっています。そして次々に新しい合成洗剤の宣伝がなされ、選択の余地のないほどに合成洗剤を使わされていると言っても過言ではないでしょう。

しかし、私たちもお皿をきれいに、また洗濯物を白く洗い上げるために、つくられた需要と供給のルートにのり、疑みもしない合成洗剤を生産させていることも事実です。

合成洗剤と危険性

確かに合成洗剤を使用すると、手早く洗濯できて、白く見えるという点では便利です。しかし、その便利さの裏には生命の維持にかかわる危険性があるのです。この危険性は早くから言われています。

この危険性を引きおこすのは、合成洗剤の主成分である石油を原料とした界面活性剤（ABS・LAS等）と種々の助剤です。この界面活性剤は、口よりも皮膚から入ったほうが強く、皮膚から入ったものは毛細血管から吸収され、的確に臓器に入ります。たとえ手が荒れなくても体内には入っており、脳や肝臓などに到達しているのです。そして体内の正常な活動を狂わせてしまうのです。妊娠中のネズミにこれを塗った実験では、奇形仔が生まれたという報告もされています。

また、助剤のリン酸塩は、赤潮の異常発生をまねき、琵琶湖のくさい水の原因ともなっています。

このように、体の内と外からじわじわと危険が迫ってきていますが、いったんこのような危険性を知ったら、もう合成洗剤を使う気にはなりません。そして実際に使わなくてもすむのです。今、使われている台所洗剤、洗濯用洗剤、シャンプーなどすべて石けんでまにあいます。石けんは二千年の昔から使われています。使い過ぎはいけませんが、いまのところ、いちばん安全な洗浄剤といえます。

石けんの使用方法

石けんというと敬遠される方も多いようですが、石けんの洗浄力は合成洗剤に優るども劣りません。

使い方としては、暖かい季節では水、寒い季節にはたらい一杯の湯で粉石けんを溶かし、洗濯機に入れて水と混ぜ合わせ、そしてよく溶かしてから洗濯物を入れるとよいでしょう。値段も石けんと合成洗剤は、さほど差はありません。廃油からつくった石けんは、むしろ安いようです。

使いにくい点は、すすぎを十分にしなければならない点でしょう。例えば、洗濯六分ー脱水一分ー流水すすぎ三分ー脱水一分ー溜水すすぎ三分ー脱水一分となります。

最後にすすぎのときに、食酢を二、三杯小サジで加えておくとよいでしょう。黄ばみを気にする人がありますが、この黄ばみは、石けんの洗浄力のよさで、布地のもとの色が出たという見方をする人もあります。

こうしてみると、少し手間をかけるだけで、石けんはたやすく使えることがわかります。

合成洗剤の便利さは、危険性の上に成り立っているものです。少々手間をかけても安全な石けんを使うか、それとも合成洗剤を使うか、これは、早く答を出してしまわなければならない私たち一人一人の問題です。（使い捨て時代を考える会　八幡ブロックより）

保健婦コーナー

インフルエンザの予防

インフルエンザを予防するためには、まず第一に予防接種を受けることです。

しかし、現行の予防接種法では、「インフルエンザの流行は、集団生活をする児童を中心としておこり、それが地域社会に拡大されていくものである」という観点から、集団生活をする保育園児、幼稚園児、小学校生徒、中学校生徒を対象として実施されています。

このような理由から、これ以外の人は予防接種を受けることができませんが、"自己防衛"という方法によりインフルエンザをある程度予防することができます。次のことを守り、健康で楽しい毎日をすごしましょう。

一　外から帰れば、"ウガイ"をしましょう。

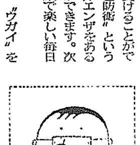

うがいをしましょう

着物などで全身を保護している人間も、"口"だけは常に外気にさらされているので、病原微生物等の侵害をこうむる機会がたいへん多く、疾病発生の"口"と言ってもいいほどです。このことから、"ウガイ"をすることにより、口腔、咽頭腔内に潜む細菌等を洗い流してくれます。

"ウガイ"の目的は、細菌を洗い出すことですから、消毒薬等を使用しなくても普通の水でもかまいません。

二　栄養のあるものをバランスよく取り、暴飲・暴食を避けましょう。

三　運動をし、体を鍛えておきましょう。

できれば、普段から冷水摩擦、乾布摩擦をするよう心がけましょう。

四　睡眠を十分にとりましょう。

無理な労働、睡眠不足は万病をひきおこすもとです。

市役所衛生課　保健婦

栄養士コーナー

みんなの"まち"を清潔にしましょう

子どもの味覚

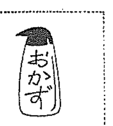

離乳期のねずみに高食塩食を与えると、塩辛いものを選ぶようになり、やがて、若年性高血圧を起こすことは、よく知られています。

幼児期にどんな食品を、どういう味で食べさせたかが、成人してからのし好を左右することが多いのです。味覚には、本能的に分る甘味や塩味と、あとから覚えるそれ以外の味があります。この本能以外の味を覚えるのが離乳期ー甘味離れの時期でもあります。何でも食べられるようになっても、いつも同じ味付けでは、味覚上の離乳は不完全です。新しい食品、味、そしてかむことを順を追って覚えさせたい時期です。また、離乳が終るとひと安心、ほっとしてすぐ大人と同じ食事を与えがちなのが幼児期です。離乳期につけた良い食習慣をうまく育ててゆくには、幼児のためのちょっとした心使いが必要です。

口あたり

幼児はぬるぬるした口あたりを嫌います。白ネギ、生しいたけ、かきなどをあまり好みませんが、これは味そのものよりも口あたりに問題があるようです。ほうれん草のお浸しは嫌いでも、ごまあえは食べます。これは舌ざわり、口あたりがポイントです。

うす味に

うのが、虫歯の多い子どもの典型的なし好の傾向です。子どもを砂糖の甘味に溺れさせないようにするには、自然物の持っている甘味を引き出すことや味付けを砂糖に頼らない心構えが大切です。おしるこやあんに塩を少量加えると甘味が強く感じられます。このように塩には甘味を引立てる対比効果があります。

生しいたけも煮るよりも焼くと幼児が喜ぶようです。

酸味

酢酸ー酢ーの強い刺激は、幼児は苦手です。反対に果物などに含まれるクエン酸や飲物に利用される乳酸は好みます。酸味は、多種類を混ぜ合わせるとまるみがでます。レモン汁やリンゴ酢、ワイン酢を利用した酢のものやドレッシング、酢を濃い目の煮出し汁で割って使うなどの工夫をして、酢味が大切です。

強い甘味と同様に、強い塩味も避けたいものです。幼児の味は大人の味とはかなりの差があります。離乳時には、食品の持っている自然の塩分で充分です。ほとんど食塩を加える必要はありません。幼児期は、大人の味の約半分から七割が目安です。食品の持つ微妙なうま味はうす味で生きてきます。将来の成人病の予防のためにも、本当のおいしさを味わわせることが大切です。

自然の甘みを

幼児は甘味に弱く、特に砂糖の甘味は強い誘惑です。うす味に仕上げることは、非常に大切です。

糖の消費量の伸びに従って、子どもたちの虫歯が増えてきました。野菜が嫌いで甘いものが好きと言

調理ずみ食品

加工食品や調理ずみ食品は、原料、添加物と多くの問題を持っていますが、味覚の上からも望ましくありません。

幼児の喜ぶもの

幼児が喜ぶものは、必ずしも本当に望ましいものとは限りません。目先の効果（泣き止む、言うことをきくなど）にあまりとらわれないことです。

幼児期は、心も身体も大きく成長するときです。味覚についても同じです。成人後、健康や情緒に関係することです。大切に育てていきたいものです。

市役所施設課　栄養士

おめでとうございます

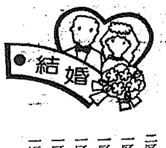

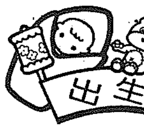

昭和53年10月届出分

結婚

区	夫	妻
一区	森本　久男	佐藤　知子
一区	岩本　良平	橋本　啓子
一区	平　孝義	山本　広子
二区	佐藤　龍男	武藤　京子
二区	山本　訓也	倉信　早子
一区	桜井　隆三	小森　視江
一区	吉川　和則	大内田　三津子
一区	田中　洋	蓬田　みどり
四区	内海　駿史	笠　きよみ
三区	上藪　晶之	井上　美代子
一区	西条　英樹	吉津　恵美子
四区	赤井　均	山上　久美
二区	西村　健次	吉田　朝子
一区	香川　博行	北村　久代
一区	井上　義弘	中島　裕子
三区	森岩　幸雄	北脇　恵子
一区	渡辺　廣隆	森田　悦代
三区	上杉　一美	森井　幸子
二区	山下　育平	大迫　裕子
一区	松原　誠	仲西　佳子
一区	吉田　淳	進　瑞代
一区	松本　豊武	外川　由美子
一区	村井　和雄	大場　かつ代
一区	藤本　久明	佐藤　知子

出生

区	本人	届出人
一区	伊藤　久美	立也
一区	大泉　尚裕	研二
一区	斉藤　圭一	純一
一区	原田　美咲	啓二
一区	末岡　亜希子	和男
一区	北野　潤	善蔵
一区	鵜受　麻有子	彰
内里区	廣藤　京子	裕洋
一区	松浦　健太郎	祐二
一区	道澤　栄裕	昌裕
一区	村井　友彦	忠夫
一区	三戸　紀枝	智三
一区	中村　淳	猛治
一区	岡崎　花子	秀樹
一区	田所　奈緒美	勝利
三区	西田　修一	武志
一区	岸澤　陽介	環
一区	黒花　祥恵	重利
一区	森田　智子	矢吉吏
一区	東　一恵	健一
一区	石橋　聡子	弘行
一区	笹野　佳織	清
一区	笹野　沙織	清
一区	前川　智寿子	修
一区	前川　紗恵子	修
一区	中島　健之	明宏
一区	吉原　のぞみ	寛
二区	今村　麻衣子	武史
一区	阿賀　真由子	洋三
一区	吉田　麻里子	隆雄
一区	石川　恵子	孝一
一区	吉田　朋子	繁雄
三区	藤元　一博	和男
一区	奥村　麻衣子	正幸
一区	藤田　彩花	安弘
一区	守　真司	猛
一区	原田　栄恵	守雄
四区	出戸　麻美	進

ことしもお会いしましたね

老い知らぬ顔 ほころびて

愛老会
敬老会

楽しい昼食に話がはずむ

ことしも市と社会福祉協議会では、お年寄りの長寿と健康を祝って、十月十五日に「愛老会」、十月二十二日に「敬老会」を第三小学校体育館で開きました。

愛老会と敬老会は、八寿園で開催されていましたが、年毎に参加されるお年寄りが増え、「愛老会」（数え年七十歳から七十五歳まで）千六十五人のうち、四百六人（男百七十四人・女二百三十二人）が参加、「敬老会」（数え年七十六歳以上）九百六十一人のうち、三百九十七人（男百四十九人・女二百四十八人）が参加され、今までの会場では狭くなり、昨年から第三小学校体育館で開かれるようになりました。

両式典では、市長をはじめ来賓の方々から、長寿のお祝いの言葉が述べられました。

記念品贈呈のときは、受賞者のお年寄りの席でねぎらいの言葉がかわされるなか、米寿祝品、肖像写真、座布団などの記念品が手渡されました。

午後からは楽しい演劇が催され漫才に爆笑し、浪曲に聞入るなど楽しい一日を過ごしました。

長寿の秘けつは

敬老会でインタビューをしたところ、あるお年寄りは、「毎年、この敬老会を楽しみにしています。長生きの秘けつですか？それは、朝五時に起床、一時間の散歩と六時十七分からのテレビ体操をすることですよ。若い女性といっしょに体操することは、実に楽しい」と、語っていました。

八幡市長寿ベストテン

ことしの市の長寿ベストテンの方々は、次のとおりです。

（男性）—敬称略—

安野市之助（下区・97歳）
木村徳三郎（内里区・93歳）
一条逸策（一区・92歳）
家村貞次郎（五区・92歳）
長村伊之助（内里区・92歳）
吉川石松（美濃山区・91歳）
岡本重三（一区・90歳）
松田岩一（中区・90歳）
鵜村安敬（二区・90歳）
徳田宏（一区・89歳）

（女性）—敬称略—

大木ミツ（二区・97歳）
谷タニ（二区・94歳）
渋谷トヨ（中区・93歳）
松田ノブ（四区・93歳）
木村タキ（内里区・92歳）
森田ヤエ（中区・92歳）
佐野美江（四区・92歳）
江守トヨ（上区・92歳）
増田キク（四区・92歳）
尾田ゑけ（四区・92歳）

五十三年十月二十二日現在のベストテンですが、最長寿者でした安野市之助氏は、その後十月二十八日、老衰のためせい去されました。心からご冥福をお祈りします。

これからもおげんきで

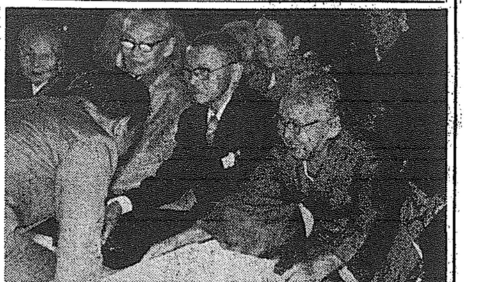

"お元気ですね"と市長のねぎらいの言葉に笑顔がかえる

歳末助け合い運動

市と市社会福祉協議会は、ことしも歳末助けあい運動を行います。これは、市民憲章の一つの柱である「あたたかい社会をめざしてともに助けあう」活動を広く市民とともにすすめるものです。

年の瀬のきびしい寒さの中で気の毒な人たちをあたたかい思いやりと、助けあいの隣人愛をもって励ましあい、「みんなそろって明るいお正月」が迎えることができるよう、市民のみなさんの協力をお願いいたします。

みなさんから寄せられた善意は、市内の恵まれない方々へ、お贈りします。

▽運動期間　昭和五十三年十二月一日から十二月十日まで（男山地区は十二月九日まで）
▽募金方法　各区の担当員がお願いにあがります。（男山地区は広報車が巡回し、協力をお願いします。）
▽配分先　市内の生活保護世帯、市出身養護施設入院・入所者、保護適用入院患者、自宅療養難病患者など

人権相談所を開設

十二月四日から十日まで、「人権週間」です。今年は、人権擁護委員制度が制定されて三十年を迎え、全国的に記念行事や恒例の週間行事が実施されます。本市でも京都地方法務局、城南人権擁護委員協議会、八幡市人権擁護委員会による特設人権（法律）相談所が開設されます。

相談内容は、例えば・差別を受けたり、名誉、信用を侵されたとき・人にいやがらせをされたり義務のないことを強要されて困っているとき・離婚、扶養、相続など家庭のもめごとで困っているとき・その他、借地、借家、交通災害、雇用関係、金銭問題でお困りのときなど。

相談は無料で、秘密は絶対に守られます。お気軽に、相談においでください。

相談所開設の日時、場所は、次のとおりです。

▽十二月九日　午後七時から　南ケ丘隣保館
▽十二月十日　午前十時から午後四時まで　市役所相談室
▽十二月二十五日　午前十時から午後四時まで　市役所相談室

人権週間行事に先だって、十二月七日の午前七時から、八幡市人権擁護委員、行政相談委員のみなさんにより、八幡市駅前においてビラ配布が行われます。

人権週間の記念郵便切手を販売

今年は、昭和二十三年の第三回国連総会で、世界人権宣言が採択されて三十年を迎えます。

郵便局では、この週間の趣旨に照らし、十二月四日から十日までの人権週間にあわせて記念切手を販売されます。

切手の意匠には、健康な家族と太陽を描き、中心に世界人権宣言三十周年記念のシンボルマークを配したものが選ばれました。

切手の販売日、種類等は次のとおりです。

▽販売日　昭和五十三年十二月四日
▽種類　五十円郵便切手
▽印面寸法　縦三十三ミリ、横二十二・五ミリ
▽版式刷色　グラビア五色（黄・紫味赤・明るい青・茶・黒）
▽シート構成　二十枚（縦五枚、横四枚）
▽販売枚数　全国で一千七百万枚

なお、この世界人権宣言は、人間としての尊厳と価値が認められ人間として当然に持っている基本的な権利が尊重されなければならないことを表明したものです。

法務省でも、人権週間の強調事項として、次のテーマを取り上げています。

◎人権の共存　対話によって明るく住みよい社会をつくろう
◎部落差別をなくそう
◎婦人の地位を高めよう

郷土史いろはカルタ 12月11日から販売

松花堂パンフレットを販売

市の教育委員会では、史跡・松花堂のパンフレットを作製し、十二月一日から販売します。

内容は、二十ページにわたり、「松花堂昭乗の生涯と芸術」と題して、江戸時代初期の代表的な文化人である昭乗の生涯とその作品ならびに庭園や書院、茶室なども写真入りで解説しています。

パンフレットをご希望の方は、教育委員会・社会教育課、または松花堂でお求めください。一部二百円で販売します。

大もての松花堂 10月で千八百人利用

▽史跡松花堂入園者数　個人＝大人二百八十一人、団体＝大人四百五十一人
▽資料館入場者数　個人＝大人二百九十三人、小人二十七人、団体＝大人七百三十六人、小人五人
▽会議室の利用＝六件
▽展示室の利用＝三件
▽茶室利用者数＝市内在住者二件、市外在住者二件

◎十月の松花堂入園・利用の延人数は千七百九十三人でした。

あなたも四季おりおり美しい松花堂を一度訪れてみてください。

育児メモ

歩行器よりもハイハイ

育児健康相談などで、足の力が弱いようなので、歩行器に入れて練習をさせてみようと思うがどうか相談を受けることがあります。

歩行器は、「足を丈夫にするため」「早く歩けるようにしたい」「発育によい」など、子どもの発育にプラスとなることを期待して使われているようですが、本当に歩行器は赤ちゃんの発育を助ける保育器具なのでしょうか。

子どもの成長、発育には決ったルールがあります。脳の発育に合わせて、まず三カ月ごろに首がすわり、七カ月ごろに腰がすわってひとりで座ることができるようになります。それからつかまり立ちからひとり立ちへと発育します。そして、一年前後によってヨチヨチ歩きができるようになるのです。この順序を変えることはできません。「歩行器に入れて遊ばせたからといって早く歩けるようになるはずはなく、むしろ足をつっぱる癖がついてよくありません。それよりじゅうぶんに"はいはい"や"つたい歩き"をさせるべきです」と言う専門家の意見もあります。

最近の歩行器は、背もたれのあるイスをサークルに取付けてあるので、腰がしっかりしないうちからでも入れられるようになりました。しかし、腰がしっかりしないうちに、無理に長く腰かけさせたり、足の骨や関節が未完成のうちに、足で床をけらせようとすることは、赤ちゃんの発育からみて多くの問題があると言われています。

また、歩行器は移動が簡単なだけに事故も多いのです。階段や縁側から歩行器といっしょに転げ落ちたり、ガラス戸にぶつかり大けがした赤ちゃんもいます。運よく大事故にならなくても、一度や二度はヒャッとした思いをしたお母さんは少なくないと思います。

どうしても歩行器を使用する場合は、ひとりすわりやつかまり立ちができるようになってからにしましょう。そして、歩行器にまかせっぱなしにすることなく、お母さんはその場を離れずに見守ってあげましょう。

今回は、紙面の関係で歩行器だけを取上げてみましたが、その他にラック（トッター）オモチャ、衣類などの育児用品が、本来"子どものためのもの"であるべき姿からはずれて、大人の側の一方的な選択で与えられている傾向があるようです。新しいものほど、また多いものほどよいと言うものではありません。よく吟味し、本当に赤ちゃんのためになるものを選ぶように心がけましょう。

市役所　衛生課

秋の叙勲

秋の叙勲を、次のお二人がうけられました。

▽勲七等青色桐葉章
前田廣太氏（六十五歳）（八幡市橋本平野山九一—四）元大阪造幣局大蔵技官、造幣業務に功労がありました。

▽勲七等瑞宝章
田中重晴氏（六十三歳）（八幡市八幡柿ケ谷十四—七四）元大阪拘置所副看守長、矯正教育に功労がありました。

内里区に区章ができる

内里区（林一男区長＝四百九世帯）では、内里公会堂（公民館）が十二月三日に完成するのを記念して、区章の原画を区民から募集、三十三点の力作が応募されました。

市内絵画専門家の審査の結果、内里東ノ口二九、島田誠三さん（三十四歳＝会社員）の作品が入選しました。

この区章は、新公会堂（公民館）の玄関に掲げるほか、区民の連帯と交流を深めるため、区旗などにもあつかっていきたいとのことです。

図柄は、「うちさと」の文字の組合せをデザイン化したもので、「円」は"和"と"協力"を表し「放射線」は"発展"を意味するとのことです。

次の図が、新しく決った内里区の"区章"です。

新しく決った内里区の区章

狩猟には細心の注意を

十一月十五日から狩猟が解禁されました。毎年、狩猟に伴う人身事故が多発しています。

猟銃の所持をはじめ、猟区を守り、山野で狩猟が行える限られた狩猟者であることを自覚して、正しい心がまえで、事故のない狩猟を行いましょう。

教育功労者に長村、矢野両氏

十一月六日、教育委員会制度が発足して、今年で三十周年にあたるのを記念して、文部省では、地方教育行政に永年従事し、特に功績があった市町村教育委員会関係者などに大臣表彰が行われました。

八幡市では、長村甚一氏（内里区）、矢野茂次氏（八幡広門）の両氏が表彰されました。

菊花展

菊と老人の笑顔　老人クラブが主催

八幡市老人クラブ（盆栽クラブ）主催の第八回菊花展が、十一月二日善法律寺で催されました。輪を競うもの、姿形を競うものなど境内には所狭しと、はちが並べられ、訪れる市民の目を楽しませていました。

会場には四百点の作品が展示されました。色鮮かな大輪の菊、懸がいなど、紅葉間近かな善法律寺を背景に、秋の花を代表するかのように咲き誇っていました。

展示会場で所狭しと咲きほこる菊

切花を初めて出品

同展は年毎に充実をみせ、盆栽クラブの方々の努力のあとがうかがえます。菊花展に出品されたものは、花壇式、単ぱち、競技花、福助、千本咲、大懸がい、盆容作り、盆栽切花の九種類です。

今年は、例年出品される種類のほかに、"切花"が初めて展示されました。切花とは、ビンに切花を挿しビンの口から花の先までが二十四センチを基準としたもので、約三十点が展示されました。

菊をプレゼント

盆栽クラブでは、昨年から展示した菊のプレゼントをしています。今年も広く市民に見てもらおうと寝たきり老人の方や八寿園、市役所、保育園などにプレゼントをしました。

保育園では、園児が菊のプレゼントに大喜びで、今年は盆栽クラブのおじいさんたちに注文をつけるほどでした。盆栽クラブの方々は、一層努力せねばと、嬉しい悲鳴をあげていました。

菊花展の入賞者

菊花展の入賞者は、次のとおりです。（敬称略）

▽知事賞特賞…福田八十二
▽田辺事務所長賞特賞…河原崎一
▽市長賞特賞…吉川アキ
市長賞入賞…大南末吉、田中久次郎、北村吉次、岡本チエ子、北村伊之助、西村了三、家村延三、藤林正雄
▽京都新聞社賞特賞…沢村信一
▽老人クラブ盆栽部会長賞優秀賞…前川長太郎、八田愛之助
老人クラブ盆栽部会長賞入賞…沢村信一、藤林正雄、藤本治一

住宅金融公庫の第三回申込みの受付け

個人住宅建設資金及びマンション購入資金の昭和五十三年度の第三回申込みの受付けが、昭和五十四年一月下旬に行われる予定です。

この申込みに必要な用紙の頒布や住宅相談は、公庫の業務を取扱っている金融機関及び公庫で行っています。

くわしいお問い合わせは、住宅金融公庫大阪支店か、公庫業務取扱いの金融機関までしてください。

みんなの広場　みんなの広場　みんなの広場

男山トパーズA優勝

第二回市長旗争奪少年野球大会

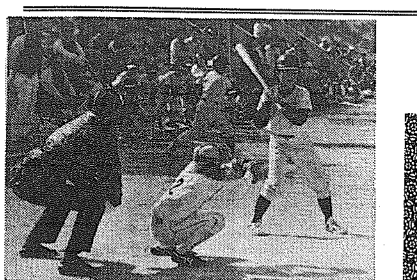

打った！走った！熱っぽい声援に、力が入る

市少年野球連盟主催の第二回八幡市長旗争奪少年野球大会の準決勝と決勝戦が、十月五日、さつき公園グランドで行われました。

この大会には、三十七チームが出場し、優勝への"栄冠"をめざし、熱戦が繰り広げられました。

この大会は、トーナメント方式で行われ、決勝戦は男山トパーズA、第三ジャガーズAの対戦となりました。

決勝戦までに、男山トパーズは五回戦を、第三ジャガーズAは四回戦を勝ち抜いてきたつわもの同士です。

熱戦の結果、男山トパーズAが、昨年の第1回大会に続いて連続優勝をかざりました。

閉会式には、三十七チームと応援の父兄が参加し、優勝の男山トパーズAには市長旗が手渡されました。そして惜しくも準優勝となった第三ジャガーズAには、市長タテが贈られました。

試合の結果は次のとおりです。

第二回市長旗争奪少年野球大会

▷決勝戦

第三ジャガーズA	0	0	3	0	0	0	0		3
男山トパーズA	2	4	3	0	2	1			12

▷準決勝戦

男山トパーズA	1	0	0	1	2	0	1		5
南ケ丘クーガーズA	0	0	0	0	0	0	1		1

エースジュニアA	0	0	0	0	1	0	0		1
第三ジャガーズA	0	0	0	0	0	0	0	2	2

工業クラブソフトボール大会

十一月五日、第一回八幡市工業クラブのソフトボール大会が、かわきた自然運動公園で催されました。同大会には7チームが出場し、決勝戦では、伊藤喜工作所のパーティション部と同工作所の棚部との対戦となり、十三対七でパーティション部が勝利をおさめました。

試合の結果は次のとおりです。

第一回市工業クラブソフトボール大会

▷決勝戦

伊藤喜工作所パーテイション部	4	0	4	0	0	5	0	13
伊藤喜工作所棚部	4	1	0	1	0	0	1	7

まちのわだい ―スポーツ―

バレーボール 家庭婦人

優勝—つくしA
準優勝—橋本
三位—ひまわり

十月二十九日、第二回八幡市長杯争奪家庭婦人バレーボール大会が、第二小学校、第四小学校の両体育館で行われました。

同大会には十四チームが参加、激戦の末、"つくしA"が優勝しました。

"スパイク！"熱戦のバレーボール大会

テニス 一般

十一月五日、第一回八幡市長杯争奪硬式庭球大会が、くすのき公園、さつき公園の両コートで開かれました。

試合方法は、男子、女子ともダブルスで、結果は次のとおりでした。

男子の部・優勝＝尾崎良夫（男山竹園四、一〇二—五〇三）・桧山保弘（男山竹園六、A三〇—四〇三）チーム
準優勝＝田中憲嗣（男山弓岡四二〇—一〇四）・萩邦博（男山弓岡五、B二—五〇二）チーム
女子の部・優勝＝南美江子（男山竹園三、A一三—三〇二）・高橋みち子（男山弓岡五、B八—五〇二）チーム
準優勝＝北村美佐子（男山雄徳八、E一—五〇四）・橋本みさ子（男山雄徳八、E八—一〇四）チーム
（敬称略）

優勝決定戦（男子）
尾崎・桧山　2—1　田中・萩

優勝決定戦（女子）
南・高橋　2—0　北村・橋本

全国身障者スポーツ大会

一生一度の大会で"銀" ―二区の家村さん堂々入賞―

"メダル"を胸に、市長を訪問の家村さん

十月二十八、九の両日に第14回全国身体障害者スポーツ大会が長野県松本市で開かれ、府代表八名の一人として家村安雄さん（八幡今田二六—三二）が出場、スラローム、槍正確投げで堂々二位を獲得されました。11月1日、大会の報告に市長を訪問された家村さんは、「一度出場すると二度と出場できない規則になっているため、正に一生一度のチャンスでした。当日の会場は、最高気温一三・一度に加えて雨という最悪のコンディションで、一時は大会中止の事態になりそうでしたが、選手たちの『一生に一度しか出場権のない大会をフイにしないで』との声に、無理を押しての大会でした」

不断の努力が実を結び、銀メダルを獲得された家村さんは、これまで苦労が大きかっただけに、喜こびもひとしおで、顔も終始ほころびぱなしでした。

家村さんの大会の成績は、次のとおりでした。

種目＝スラローム　四十八秒七
槍正確投　四十八点

スラロームとは定められたコース上の旗門を、競技用車椅子でいかに早くまわるかをきそう競技です。

おめでとうございます

昭和53年10月届出分

出生

区	本人	届出人
美濃山	藤林 金隆	一臣
二区	伊藤久仁彦	隆
三区	藤井 健司	健一
六区	北村 隆志	高文
下区	安野 智子	芳実
一区	石川 彩祐	寛俊
美濃山	田村 仁美	義治
一区	林 友紀子	洋司
一区	岩口 佳世	勇
二区	下野 沙織	道広
一区	北沢 進	信好
六区	大野久美子	真一
四区	玉置 大	卓司
戸津区	江川 顕	寛
四区	谷口 和生	茂樹
下区	安野 慶子	通高
一区	仙石 有香	茂和
四区	門 小夜子	良一
二区	葛山 賢	昭
一区	小野 孝平	孝道
中区	森本 恵	洋一
一区	川岸奈那子	祥泰
六区	瀬 くみ恵	一雄
一区	下野 広行	正
一区	藤岡 潤里	俊雄
三区	加藤 誠	利雄
四区	浅妻夕紀子	憲一
美濃山	西川 吉之	正己
五区	二村 謙行	順美子
四区	谷口 慎治	義実
美濃山	明父 正隆	正次郎
一区	森山 秀幸	信夫
一区	西沢 佳彦	脩
美濃山	中西 順平	昭生
三区	竹山 康平	敏男
四区	鳥鶴 智子	均
一区	青山 訓明	正和
一区	小川 哲史	隆正

結婚

区	夫	妻
四区	岡本 沢明	鳥左近時子
六区	藤本 美行	京坊登代子
内里区	日高 裕二	北山 律子
三区	森本 昭	小林 文子
四区	鶴田 正夫	隼人 啓子
六区	山田 浩嗣	丸尾ユキ子
四区	道本 幸隆	岡山 秀子
上区	森本 芳雄	藤井 靖子
一区	中筋 四郎	島山 弘子
四区	西田 正道	酒井 恵
三区	平井伊佐美	森口 元恵
一区	古川 光一	安田佐智子
一区	田淵 光明	大嶋多美子
一区	高橋 弘	竹崎 妙子
三区	中村 健利	平岡 京子
戸津区	朝日 正博	吉川美恵子
四区	石本 修	藤山 和栄
一区	松本 公一	南 啓子
六区	山本 仁史	山本真由美
中区	松田 和久	上田喜久子
中区	森本 繁治	中岡 文子
三区	荻野 博美	横田 恵子
二区	古川 久	藤原 容代
三区	山岸 祥二	村下 好子